学校確認リスト

　当該生徒等が、京の高校生「海外探Ｑ留学」応援事業へ応募するにあたり、募集要項・留学計画書等の内容を確認し、応募要件を満たしていることを確認しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 学校名 |  |
| 担当者※ |  |
| 電話番号※ |  |
| アドレス※ |  |
| 生徒名 |  |

　　　　　　　　　　※高校生等対象（全国）にも応募者がいる場合は同じ担当者の情報を記入し、

　　　　　　　　　　　窓口を一本化していただきますようお願いします。

　当該生徒等が各要件を満たしていることを確認後、左欄にチェックマーク（✓）を記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
| （1）派遣留学生の要件に関する確認事項 | |  |  |
| ✓ | 要件 | 確認箇所 |  |
|  | 日本国籍を有する、又は応募時までに日本への永住が許可されている。 | ― |  |
|  | 留学時に京都府の高校等において卒業を目的とした課程に在籍し、留学終了後も京都府の高校等において学業を継続する、または卒業を目指す。  ※新高校１年生は2026年４月から在籍予定 | ― |  |
|  | 在籍高校等が派遣を許可し、受入先機関が受入れを許可することが見込まれる。 | ― |  |
|  | 機構が主催する事前・事後研修、本協議会が主催する事前・事後オリエンテーション、壮行会、報告会、機構が主催する派遣留学生ネットワークに参加する意思を表明している。 | ― |  |
|  | 留学に必要な査証の取得が確実である。 | ― |  |
|  | 202６年4月1日時点の年齢が30歳以下である。 | 留学計画書 1-1.氏名・生年月日等 |  |
|  | 留学中に行うインターンシップ等の報酬や他団体等から留学のための奨学金を受けることが決まっている場合は、その総額が、本事業による奨学金の総額を超えない。（「本事業による奨学金の総額」には、留学準備金は含まれない。） | 留学計画書 2-5他の奨学金等の受給の有無 |  |
|  | 文部科学省が実施する「初等中等教育段階からの国際交流促進事業（国費高校生留学促進事業）」での支援金を受けていない。 | 留学計画書 2-5他の奨学金等の受給の有無 |  |
|  | 過去に本事業、「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学ＪＡＰＡＮ新・日本代表プログラム～」（【高校生等対象】及び【拠点形成支援事業】）又は「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」（以下「旧制度」という）の派遣留学生として採用されていない。（但し、採用された後、本人の責によらず留学開始前に辞退した者は要件を満たすものとみなす。） | ― |  |
|  | 生計維持者（原則、父母2名。1名になる事例に該当する場合は父、母又は父母に代わって生計を維持している主たる人）の課税証明書（自治体によっては「所得証明書」）及び課税証明書内訳等確認書（様式5）を確認し、日本学生支援機構第二種奨学金に掲げる家計基準及び京都府の掲げる家計基準の判定を行っている。 | 留学計画書1-1　氏名・生年月日等　　　　　　「家計基準判定結果」 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （2）留学計画の要件 | |  |  |
| ✓ | 要件 | 確認箇所 |  |
|  | 留学先国・地域における留学期間が202６年7月10日（金）から2027年１月15日（金）までの留学計画である。 | 留学計画書 2-3留学先 ■留学期間 |  |
|  | 留学先国・地域における留学期間が14日以上93日以内で、留学終了後、10日以内に帰国する計画である。 | 留学計画書 2-3留学先 ■留学期間 |  |
|  | 在籍高校等の校長が、教育上有益と認めた計画である。 | ― |  |
|  | 受け入れ先機関からの受入許可を留学開始前までに得ることができる計画である。 | 留学計画書2-3留学先　　　　　　■１か所目～　■３か所目 |  |
|  | 受入先機関があり、留学の目的に沿った探究活動が含まれている計画である。 | 留学計画書 ２ 留学計画及び  ３ 探究活動 |  |
|  | 「アンバサダー活動」「エヴァンジェリスト活動」を含む計画である。 | 留学計画書 4アンバサ  ダー活動 ５ エヴァン  ジェリスト活動 |  |
|  | 受入先機関の所在地が、外務省「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報の「レベル２：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域でない。 | ― |  |